

# 武雄市農業委員会

平成28年12月総会議事録

平成28年12月 武雄市農業委員会「総会」議事録

1. 日 時 平成28年12月5日(月)  
(開会)午後1時50分 (閉会)午後3時30分

2. 場 所 武雄市役所 本庁1階会議室

3. 出席状況 出席者34人 欠員 1人 欠席者 2人

氏 名	出席	欠席	氏 名	出席	欠席
富永茂人	○		山北義見	○	
末藤良郎	○		(欠員)		
中村和仁	○		本山幸雄	○	
佐佐木幸夫	○		田栗保信	○	
小柳満	○		下平寅義		○
西村元吉		○	松尾忠則	○	
小田康信	○		永尾廣次	○	
中村一明	○		中原位	○	
岩永和裕	○		東島豊	○	
松尾薫	○		坂口千代喜	○	
向井健作	○		安永和廣	○	
中野重信	○		浦川宗博	○	
馬場征三郎	○		坂口正勝	○	
井手辰巳	○		相原經憲	○	
小柳信博	○		大串和文	○	
古川秀文	○		川内智彦	○	
伊勢馬場一郎	○		岩橋久美	○	
境重則	○		宮原洋昭	○	
松尾正博	○				

4. 協議事項

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	6件
議案第2号	農地法第4・5条及び第5条の規定による許可申請について	15件
議案第3号	農地転用許可後の事業計画変更申請について	1件
議案第4号	農用地利用集積事業計画(案)について	
議案第5号	農用地利用配分計画(案)について	
議案第6号	武雄市非農地証明願いについて	2件

事務局長

ただ今から、平成28年12月の武雄市農業委員会「総会」を始めたいと思います。

本日は、6番西村委員、24番下平委員より欠席の届出があります。

欠員1名、欠席者2名ということで、在任委員の過半数以上の出席となっておりますので、農業委員会等に関する法律第21条第3項の規定によりまして、本日の総会は成立をいたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

会長

(あいさつ)

それでは、ただ今から平成28年12月の武雄市農業委員会総会を開会いたします。

今回は、議案第1号から議案第6号までと報告事項となっておりますので、審議をお願いいたします。

本日の議事録署名人に、2番末藤良郎委員、20番山北義見委員を指名いたします。

それでは、議案審議に入ります前に、先月の定例会議でご審議いただきました案件につきまして、県知事への進達の結果を、事務局より報告してください。

事務局

農地法第4条の許可申請が1件、農地法第4条・5条の許可申請1件、農地法第5条の許可申請が5件について許可がおりております。

以上、報告します。

会長

さっそく議案第1号を議題といたします。

農地法第3条の規定による許可申請が6件提出されております。

この6件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局説明)

会長

それでは、議案の説明が終わりましたが、この6件につきまして地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

会長

無いようですので質疑を開始します。

(質疑なし)

会 長

それでは、質疑も無いようですので、議案第1号の質疑をとどめます。  
議案第1号農地法第3条の規定による6件の許可申請につきまして、許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。  
よって、議案第1号農地法第3条の規定による6件の許可申請につきましては、許可することに決しました。

会 長

次に、議案第2号を議題といたします。  
農地法第4・5条及び第5条の規定による許可申請が15件提出をされています。  
この件につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

それでは、議案の説明が終わりましたが、1番の案件につきましては11月28日に調査委員会C班に調査を依頼しておりましたので、座長の山北委員さんから調査結果の報告をお願いします。

調査委員会座長

平成28年11月28日午後1時30分から調査委員会をC班及び地元農業委員により、農地法第5条 1件について武雄市役所1階会議室及び現地にて開催いたしました。

主な質疑内容は、①同時利用の水路はどうなるのかという質疑については、「水路の用途廃止申請をしています。払い下げとなる予定です。」という回答がありました。②計画図に分離槽の記入がないが予定はないのかという質疑については、「整備工場と新車展示場の間に設置します。油が水路に流入することはありません。」という回答がありました。③排水計画はどうなっているのかという質疑については、「排水は敷地内側溝から集水枡に集め、東側水路へ放流します。」という回答がありました。

以上、質疑等がありましたが、申請番号1番の案件について、調査委員会としては、転用の許可基準から許可しても差し支えないという判断になりましたので報告いたします。

会 長

はい、ありがとうございました。調査委員会の報告が終わりましたが、残りの

14件の案件につきまして、地元委員さんから補足説明があれば、その説明を受けてから質疑に入りたいと思いますが、何かございませんか。

会 長

無いようですので、質疑を開始します。

会 長

それでは、他に質疑も無いようですので、議案第2号の質疑をとどめます。

議案第2号 農地法第4・5条及び第5条の規定による15件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第2号農地法第4・5条及び第5条の規定による15件の許可申請につきましては、本委員会としては許可しても差し支えないむね、佐賀県知事に進達することに決しました。

会 長

次に議案第3号を議題といたします。

農地転用許可後の事業計画変更申請について事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、議案第3号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思いますが、何かございませんでしょうか。

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第3号の質疑をとどめます。

議案第3号農地転用許可後の事業計画変更申請につきまして、承認することにご異議ございませんか

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第3号農地転用許可後の事業計画変更申請につきましては承認することに決しました。

会 長

次に議案第4号を議題といたします。

平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画書（案）につきまして事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、議案第4号につきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思っておりますけれども、何かございませんでしょうか。

9番委員

朝日町4番の案件ですが、ハウスですので小作料が高い。

1番委員

（金額）円で安くないか。（地区名）は全てこのくらいなのか。

9番委員

わからない。

1番委員

この方は、認定農業者なのか。

9番委員

新規就農者です。

36番委員

目的物で小作料が違うのか。

35番委員

JA主体で作物ごとに基準を決めている。

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第4号の質疑をとどめます。

議案第3号平成28年度武雄市農用地利用集積事業（案）につきまして、原案どおり承認することにご異議ございませんか

（異議なし）

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第4号平成28年度武雄市農用地利用集積事業計画（案）につきましては原案どおり承認することに決しました。

会 長

次に議案第5号を議題といたします。農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。農林課の説明をお願いします。

（農林課説明）

会 長

それでは、説明が終わりましたので、議案第5号につきまして、ご意見、ご質疑等あれば出していただきたいと思えますけれども、何かございませんでしょうか。

会 長

それでは、意見も無いようですので議案第5号の質疑をとどめます。議案第5号農用地利用配分計画（案）について原案どおり承認することにご異議ございませんか。

会 長

異議なしと認めます。よって議案第5号農用地利用配分計画（案）については承認されました。

会 長

次に議案第6号を議題といたします。

武雄市非農地証明願い、2件について事務局から説明をお願いします。

（事務局説明）

会 長

はい、ありがとうございました。それでは説明が終わりましたので、議案第6号武雄市非農地証明願いにつきまして、ご意見、ご質疑等があれば出していただきたいと思えますけれども、何かございませんでしょうか。

会 長

1番の案件ですが、稲わらの倉庫を作られたそうです。

会 長

それでは、他に意見も無いようですので議案第5号の質疑をとどめます。

議案第6号武雄市非農地証明願いにつきまして、原案どおり承認することにご異

議ございませんか

(異議なし)

会 長

異議なしと認めます。

よって、議案第6号武雄市非農地証明願いにつきましては原案どおり承認することに決しました。

会 長

以上をもちまして、本日、提出されました議案につきましては、審議を全て終了いたしました、これをもちまして、平成28年12月の農業委員会総会を終わります。どうもありがとうございました。